

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、市の自然及び生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全に寄与することを目的とする。

【解説】

全国的に太陽光発電設備の導入が進むなか、太陽光発電事業者と地域住民との間でトラブルが発生する事例があることから、地域住民への理解促進など地域との共生を図りつつ、適正な導入を進めるための環境の整備が課題とされていました。

本条例は、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な基本的事項を定めることによって、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、自然環境等の保全に寄与することを目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるもの（省農型太陽光発電設備を含む。）をいう。
- 二 太陽光発電事業 太陽光発電設備により、電気を得る事業で、発電出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が、近接した場所に太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となるときを含む。）をいう。
- 三 事業者 太陽光発電事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- 四 事業区域 太陽光発電事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）をいう。
- 五 周辺関係者 太陽光発電事業の実施に伴って自然環境等に影響を受けると認められる規則で定める一定の範囲内の次の者をいう。
 - ア 土地又は建築物の所有又は使用する者（法人その他の団体にあっては、その代表者）
 - イ 自治会に対する事務委任及び助成等に関する規則（昭和51年3月30日規則第10号）第2条第1項に定める自治会の代表者
- 六 土地所有者等 事業区域に係る土地又は建築物を所有、占有及び管理する者をいう。

【解説】

本条例で用いる用語の意義を定めています。

■太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する

架台等) 及びその附属設備(パワーコンディショナーや接続箱等)とします。

ただし、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは、本条例の適用外とします。

■太陽光発電事業

太陽光発電事業とは、太陽光発電設備により、電気を得る事業をいいます。

本条例では、発電出力の合計が10キロワット以上の事業を対象とします。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)及び同法施行規則に基づく事業計画の認定を受けた事業でない設備や電力を自家消費している設備についても、本条例の適用を受けます。

■事業者

事業者とは、太陽光発電事業を行う者をいいます。ただし、国及び地方公共団体については、本条例の適用外とします。

■事業区域

事業区域とは、太陽光発電設備を設置する上で必要となる土地の区域をいいます。

事業区域が、道路や水路などで分断された区域であっても一体的に利用している場合は一つの事業区域とします。

■周辺関係者

周辺関係者とは、太陽光発電事業の実施に伴い、自然環境等に影響を受けると認められる者をいいます。

なお、規則で自然環境等の影響を受けると認められる範囲を定めます。

■土地所有者等

土地所有者等とは、事業区域に係る土地等を所有、占有及び管理する者をいいます。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市の責務を規定しています。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等を保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

【解説】

事業者の責務を規定しています。

■法令遵守

事業者は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令（再エネ特措法、電気事業法など）及び本条例や規則を遵守する必要があります。

■周辺関係者との良好な関係

事業者は、自然環境等について周辺関係者が不安を抱かないよう、周辺関係者に対して事業内容等について十分な説明を行い、良好な関係を保つよう努めなければなりません。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、事業区域を適正に管理するよう努めなければならない。

【解説】

土地所有者等の責務を規定しています。

事業者だけでなく、土地所有者等も自然環境等が保全されるよう事業区域を適正に管理するよう努めなければなりません。

（市民の責務）

第6条 市民は、第1条の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民の責務を規定しています。

（事前協議）

第7条 事業者は、第9条の規定による届出を行おうとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより太陽光発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と事前協議を行わなければならない。

【解説】

事業者は、事業計画の届出を行おうとするときは、当該計画について事前協議を行う必要があります。

なお、規則で事前協議の際に届け出る書類の様式や添付する書類を定めます。

(周辺関係者への説明)

- 第8条 事業者は、前条の事前協議を行った後、次条の規定による届出をしようとする場合は、その事業区域に係る周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催しなければならない。
- 2 事業者は、前条の事前協議の結果を反映した事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、周辺関係者からの質問及び意見（以下「質問等」という。）を一定期間にわたり受け付けるとともに、質問等を踏まえ、当該周辺関係者と協議の上、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【解説】

事業者は、市との事前協議を行った後、事業計画を提出するまでの間に、説明会を開催する必要があります。また、周辺関係者からの質問等を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(事業計画の届出)

- 第9条 事業者は、太陽光発電設備の設置に関する工事を行おうとするときは、当該工事に着手する日の30日前までに、第7条の事前協議及び前条第3項の規定による周辺関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更（当該太陽光発電事業の中止、譲渡、相続、合併又は分割する場合を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 3 前条の規定は、前項の届出について準用する。

【解説】

事業者は、周辺関係者への説明会開催後、太陽光発電設備の設置に関する工事に着手しようとする日の30日前までに所在地や設備出力、事業工程などを記載した必要書類を市に提出する必要があります。また、事業譲渡などによる事業者の変更などを行う場合には、周辺関係者への説明会をあらかじめ開催する必要があります。

なお、規則で届出書類の様式や添付する書類を定めます。

(標識の設置)

第10条 事業者は、事業計画の内容を周辺関係者に周知するため、当該工事に着手した後、速やかに事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 前項の標識は、太陽光発電事業を廃止する日まで設置するものとする。

【解説】

事業者は、事業に関する情報の掲示に係る標識を設置する必要があります。

なお、規則で標識に記載すべき事項等を定めます。

(事業開始の届出)

第11条 第9条の規定による届出をした事業者は、当該工事が完了し、太陽光発電事業を開始したときは、速やかに当該事業の内容について規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 第8条の規定は、前項の届出について準用する。

【解説】

事業者は、太陽光発電設備の設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始したときは、速やかに所在地や設備出力、事業工程などを記載した必要書類を市に提出する必要があります。また、事業譲渡などによる事業者の変更などを行う場合には、周辺関係者への説明会をあらかじめ開催する必要があります。

なお、規則で届出書類の様式や添付する書類を定めます。

(適正な維持管理)

第12条 事業者は、規則で定める維持管理に関する事項に従って太陽光発電設備及び事業区域（以下「太陽光発電設備等」という。）を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。

2 事業者は、事故や自然災害等による太陽光発電設備等の損壊に起因し、自然環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定による必要な措置を講じた際は、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

【解説】

事業者は、太陽光発電設備が技術基準に適合するとともに、事業区域の雑草の繁茂等による

周辺環境への影響が出ないよう維持管理する必要があります。

また、太陽光発電設備等の損壊に起因し、自然環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講じ、その旨を市に報告する必要があります。

なお、規則で報告の様式等を定めます。

（費用の確保）

第13条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するまでの間、太陽光発電設備の解体及び解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を積立その他の方法により確保しなければならない。

2 事業者は、前条第2項に備え、火災保険や地震保険等に加入するよう努めなければならぬ。

【解説】

事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、太陽光発電設備の維持管理や発電事業終了後の当該設備の解体等に必要な費用を確保する必要があります。

また、事業者は、事故や自然災害等に備え火災保険等に加入するよう努めなければなりません。

（事業の廃止）

第14条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、撤去までの期間、太陽光発電設備等を適正に維持管理しなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）その他関係法令等の規定に基づき適正に処理しなければならない。

【解説】

事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとする日の30日前までに、設備撤去工程など記載した必要書類を市に提出する必要があります。

なお、規則で提出書類の様式等を定めます。

また、事業の廃止届を提出したのち、撤去するまでの間、設備等を適正に管理するとともに設備を撤去及び処分するときは、関係法令等の規定に基づき適正に処理する必要があります。

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、その太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

【解説】

市長は、太陽光発電設備の設置工事、維持管理等において、設備の状況などを確認する必要が生じたときは、事業者に対して報告や資料の提出を求めることがあります。

(立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

市長は、本条例の施行に必要な限度において、市職員に太陽光発電事業者の事務所等に立ち入り、太陽光発電設備、書類その他物件を調査し、関係者に質問をさせることができることとしています。

また、立入調査を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じて提示することとします。

(助言又は指導)

第17条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

【解説】

市長は、事業者に対し、関係法令等に基づき適正に対応するよう助言、指導を行うことができます。

(勧告)

第18条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- 一 第7条の規定による事前協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき
- 二 第8条（第9条第3項及び第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による周辺関係者への説明に係る措置を講じなかったとき
- 三 第9条、第10条又は第14条第1項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき
- 四 第12条の規定による適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるとき
- 五 第15条の規定により求められた報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告、虚偽の資料を提出したとき
- 六 第16条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 七 前条の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき

2 事業者は、前項の勧告を受けたときは、当該勧告を受けて講じた措置の内容について、速やかに市長に報告をしなければならない。

【解説】

市長は、本条例の規定に違反したなどの場合に、事業者に対して、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができることとしています。

事業者は、勧告を受けて講じた措置の内容を市に報告する必要があります。
なお、規則で報告の様式等を定めます。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 二 勧告の対象となった事項
- 三 当該勧告に従わなかった事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、防府市行政手続条例（平成8年条例第26号）に基づき、あらかじめ当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

【解説】

市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名等を公表することができることとしています。

なお、規則で公表の方法を定めます。

(関係機関への報告)

第20条 市長は、第18条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わない場合は、当該事実を国、県その他関係機関へ通知することができる。

【解説】

市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、国等へ通知することとができます。

(事業者が所在不明等になった場合における特例)

第21条 事業者が所在不明(法人その他の団体にあっては、その組織が解散した場合を含む。)となった場合は、当該土地所有者等を事業者とみなして、第14条から前条までの規定を適用する。

【解説】

事業者が所在不明となった場合には、当該土地所有者等を事業者とみなして、本条例を適用します。

みなし事業者となった土地所有者等は、自然環境等が保全されるよう太陽光発電設備等を適正に管理する必要があります。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例の施行に当たり、条例において具体的な定めがないものについて、適正に条例が運用できるよう、規則で手続等を定めることを規定しています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条から第9条までの規定は、この条例の施行日前に太陽光発電設備の設置に関する工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う事業者（以下「既存施設の事業者」という。）については、適用しない。

3 既存施設の事業者に対する第10条第1項の規定の適用については、同条中「事業者」とあるのは「既存施設の事業者」と、「当該工事に着手した後、速やかに」とあるのは「令和8年3月31日までに」とする。

4 既存施設の事業者に対する第11条第1項の規定の適用については、同条中「第9条の規定による届出をした事業者」とあるのは「既存施設の事業者」と、「当該工事が完了し、太陽光発電事業を開始したときは、速やかに」とあるのは「令和8年3月31日までに」とする。

【解説】

本条例の付隨的な内容を規定しています。

■施行期日

本条例の施行期日を定めています。

■経過措置

本条例の施行期日以前に太陽光発電設備の設置に関する工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合の措置を定めています。